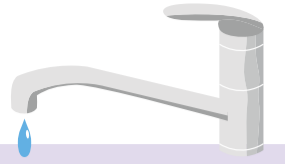


水道料金を改定します

令和3年7月1日から平均で12%引き上げます



水道事業は、皆さまからお支払いいただく水道料金で成り立っていますが、節水機器の普及などにより水道使用量が減り、料金収入は減少し続けています。平成13年に料金を改定して以来、民間委託等による業務効率化などの経費削減に努めてまいりましたが、老朽化が進む水道管や水道施設の更新、大地震に備えた耐震化を着実に進め、安定して水道水をお届けし続けるため、水道料金を改定します。

料金改定の内容

①口径別料金体系への移行

現在、基本料金はメーターの口径にかかわらず一律ですが、改定後は、口径ごとに基本料金を設定します。これは、口径が大きいほど一度に多くの水を使用できることから、水道事業の設備投資や維持管理に必要な費用を口径に応じてご負担いただくためです。

なお、使用水量に応じた従量料金についても、口径ごとに設定します。

▶これまでの検討経過や料金改定の内容は、ウェブページでご覧いただけます。 [横浜市 水道料金改定](#) [検索](#)

②基本水量の廃止

現在、基本料金は1か月につき8m³の基本水量を含み、8m³以内は使用した水量にかかわらず料金は一律です。

改定後は基本水量を廃止し、基本料金と従量料金をお支払いいただく、公平でわかりやすい料金体系とします。

〈個人福祉減免制度について〉

引き続き、基本料金の減免を行います。なお、基本水量の廃止に伴い、お使いになった分の従量料金をご負担いただきます。

新しい水道料金表

(1か月・税抜)

- 平均改定率: 12%
- 改定実施時期: 令和3年7月1日(6月30日以前からご使用のお客さまは、9月または10月の検針分から新しい料金表が適用されます。)

下水道使用料の改定はありません

用途及びメーターの口径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)										
		1~8m ³	9~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~300m ³	301~1000m ³	1001m ³ ~		
一般用	13mm	840円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413円	463円	
	20mm	845円										
	25mm	850円										
	40mm	10,150円										25円
	50mm	10,500円										20円
	75mm	10,900円										15円
	100mm	12,000円										10円
	150mm	30,000円										30円
	200mm	42,000円										20円
250mm	52,000円	10円										
公衆浴場用	850円	4円	42円									

平均的な使用水量における1か月の増加額(税抜)

※お客さまの約99%が口径13~25mmを利用しています。

メーターの口径	平均使用水量	改定後の増加額	改定後の料金
13mm	11m ³	+111円	1,145円
20mm	15m ³	+192円	1,858円
25mm	17m ³	+235円	2,217円

計算ツールをご利用ください

改定後の水道料金は、市ウェブサイトの水道料金簡易計算ツールで確認できます。



[横浜市 水道料金計算](#) [検索](#)

※新料金の早見表を記載したリーフレットを令和3年3~4月に、市内全戸に配布します。

「水道・下水道使用水量等のお知らせ」の見方

お客様番号 95-15-10001 水道・下水道使用水量等のお知らせ

101 水道 太郎様

今回ご使用水量 30 m ³	前回検針日 3年7月10日	今回検針日 3年9月10日	使用日数 62日間
請求予定金額 6,859円	指示数 100 m ³	【口径】 20 mm	【用途】 一般用
【今回使用分内訳】	指示数(-) 70 m ³	【下水道区分】 処理区域	
水道料金(税込) 4,087円	使用水量 30 m ³		
内訳費等(税込) (371)円	旧メーター基本量(+) 30 m ³		
下水道使用料(税込) 2,772円	前年同月使用水量 39 m ³		
内訳費等(税込) (252)円	前年同月使用水量 39 m ³		

お支払い方法 口座振替 振替予定日 令和3年10月13日

受託者 サービス推進課料金システム係 検針員 ケンシン イチタロウ

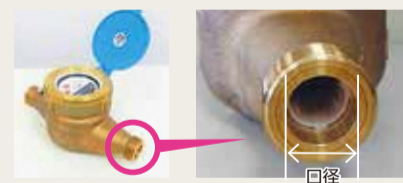
お問い合わせはお客さまサービスセンターへ TEL 045-847-6262 FAX 045-848-4281

料金は2か月に一度まとめてのご請求です(消費税等相当額を含む)。

- ア メーターの口径
 - イ 使用水量(2か月分)
 - ウ 水道料金
 - エ 下水道使用料
- 水道料金簡易計算ツールではアとイから改定後の水道料金が計算できます。

メーターの口径とは

メーターの内径を表しています。



メーターの場所

一戸建ての例



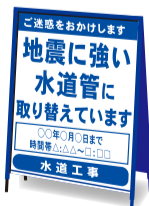
マンションの例



水道料金の使い道 ~将来に向けた取組を着実に進めます~

水道管の更新・耐震化

市内には約9,300kmの水道管があり、古くなった水道管の更新や地震に備えた耐震化を計画的に進めていきます*。特に、損傷すると給水に大きな影響が生じる、大口径の水道管の更新・耐震化のペースを早めていきます。*耐震化されていない水道管は約7割あります。



西谷浄水場の再整備

耐震化や水源水質の悪化への対応、浄水・排水処理量の増強を図るために、西谷浄水場を運転しながら約20年かけて再整備をしていきます。

災害対策

頻発する豪雨などの災害への対策も強化していきます。

2月1日から 水道料金改定専用ダイヤルを開設します ☎849-6128 (毎日8時30分~17時15分<土日曜、祝休日含む>) ☎848-4281

ご相談ください 新型コロナウイルス感染症等の影響により、料金のお支払いが困難な方には、支払い猶予の制度があります。

【問合せ】 水道料金の改定に関する問合せ	水道料金改定専用ダイヤル	☎849-6128 ☎848-4281
支払い猶予など水道全般に関する問合せ	水道局お客さまサービスセンター	☎847-6262 ☎848-4281
この記事に関する問合せ	水道局 経営企画課	☎671-3127 ☎212-1157